

# 令和3年度県内大学生等の県内企業就職促進業務企画提案仕様書

## 1 委託業務名

令和3年度県内大学生等の県内企業就職促進業務

## 2 委託業務の目的

本県の20～24歳の就職を理由とする転出超過が社会減の主な要因となっていることを踏まえ、新規学卒者の卒業後の県内企業への就職を促進し、広島県経済の維持・活性化のためにも転出超過の改善を図っていく必要がある。

このことから、広島県就職を促進するロジックモデル【別紙参照】を設定し、高校生や大学低学年のうちから授業等で県内企業や業界を知り、インターンシップ等で理解を深め、県内就職志向を高める取組を実施する。

## 3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4 委託業務

委託業務は次の5業務で構成し、各業務間の関連性を持たせて学生の県内就職意識の高まりにつながるものとする。

### (1) 県内大学等での業界研究講座

県内大学等で開催する、低学年次生を対象とした、県内企業を交えた業界・企業理解促進講座

### (2) インターンシップ合同企業説明会（第1回、第2回）

低学年次生を含む県内外の学生を対象とした、夏季インターンシップを実施する企業の合同説明会及び事前学習セミナーの開催

### (3) 広島県オリジナルパッケージ型インターンシップ

低学年次生を含む県内外の学生を対象とした、業界等の関連性を持たせたテーマにより、1社当たり1日のプログラムを目的別に系統立てした3日以上のパッケージ型インターンシップの企画・実施

### (4) インターンシップ成果報告会

低学年次生を含む県内外の学生を対象とした、夏季インターンシップの成果報告会の開催

### (5) 県内高校等での企業の出前講座

県内高校等で開催する、高校生等を対象とした、県内企業の魅力や仕事のやりがいなどを知る講座

## 5 業務目標

4に掲げる5業務の実施に当たり、次の(1)～(5)の目標値を設定し、効果測定方法及び実現のための提案を行うこと。

### (1) 県内大学等での業界研究講座

開催学校数：12校程度（延べ12回程度）

### (2) インターンシップ合同企業説明会（第1回、第2回）

参加学生数：400人以上

参加企業数：35社以上

### (3) 広島県オリジナルパッケージ型インターンシップ

参加学生数：10名以上

プログラム数：5 コース

(4) インターンシップ成果報告会

報告学生数：5 人以上

参加学生数：300 人以上

報告・参加企業数：25 社以上

(5) 県内高校等での企業の出前講座

開催学校数：25 校以上（延べ 25 回以上）

参加生徒数：1,700 人以上

## 6 委託業務の内容

本仕様書に記載する県公式サイト等の定義は次のとおり。各業務に応じてサイト等の周知・広報を図り、メルマガ等登録を促すこと。

各業務間に連関性を持たせて学生の県内就職意識の高まりを継続させるための工夫や、多くの学生を参加させる工夫として、サイトや SNS 等の活用方法・内容について提案すること。

県公式サイト等の定義

● 「Go!ひろしま」サイト

→ 【県公式】 ひろしま就活応援サイト「Go!ひろしま」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/>

●メルマガ登録 ※なお、令和3年度途中から公式LINEに移行予定

→ 「Go!ひろしま」メールマガジン登録

<https://ek21.asp.cuenote.jp/mypage/regist/TbRbbRRgT33TRbeeU>

●Youtube チャンネル

→ 【県公式】 ひろしま就活応援「Go!ひろしま」Youtube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCSv9ocler39tX6j-3A1n-Qw>

●Twitter

→ 【公式】 広島就活「Go!ひろしま」@uij\_gohiroshima アカウント

[https://twitter.com/uij\\_gohiroshima](https://twitter.com/uij_gohiroshima)

(1) 県内大学等での業界研究講座

ア 目的

県内大学、専門学校等の低学年次生を対象に、県内の業界・企業に対する関心を高めるため、県内のものづくりやBtoBなど学生に馴染みの薄い業界の企業社員を参加させ、県内の業界の動向や仕事内容、特徴等を知る機会を提供する。併せて、県内の業界・企業に興味を持つきっかけを作り、参加学生が本講座をきっかけに自ら企業研究を進めるための自発性を促す。

イ 講座の種類

本業務で実施する業界研究講座は、授業型で実施することを優先し、学生の集客等にあたる。なお、教員やキャリアセンター等から協力が得られ、一定の集客を見込める場合は、集合イベント型での実施も可能とする。

(ア) 授業型

各大学等が行うキャリア教育授業（90分）の中での実施を基本とするもの。

(イ) 集合イベント型

各大学等の授業外で行う業界・企業研究イベント（120分）を基本とするもの。

ウ 基本業務内容

(ア) 開催時期

- ・ 5月～2月頃開催とし、県及び大学等と調整の上決定すること。
- (イ) 開催場所等
- ・ 大学等の学内での実施を基本とすること。
  - ・ 会場となる大学等については、県と事前に協議の上決定し、学内の会場の確保は大学等に依頼すること。
- (ウ) 参加大学との連絡調整
- ・ 大学等の募集及び受付は県が行い、その結果を受託者に報告すること。
  - ・ 参加受付後の各大学等との連絡調整業務については、受託者が行うこと。
  - ・ 授業型及び集合イベント型、いずれの場合も学内での学生の集客については大学等に依頼すること。
  - ・ 集合イベント型として開催する場合は、学内での広報に使用するチラシ等の作成やイベント告知などを、大学等と協力して実施すること。
- (エ) 参加企業との調整
- ・ 参加企業は、授業型の場合は2社程度、集合イベント型の場合は3社以上とすること。
  - ・ 参加企業は、広島県のものづくりオンリーワン・ナンバーワン企業、働き方改革認定企業などの特色を持つ企業や、当該大学等の卒業生の採用実績のある企業とすることが望ましい。
  - ・ 参加企業の募集や選定については、県及び大学等と事前に協議の上、決定すること。
  - ・ 各企業との連絡調整業務については、受託者が行うこと。
- (オ) 講座の企画・運営
- ・ 参加大学等と調整の上、当日の会場設営、資料の準備、司会進行等を行うとともに、講座の円滑な進行ができるよう必要なスタッフを配置すること。
  - ・ 学生が、県内のものづくりやB to Bなど学生に馴染みの薄い業界を知り、企業研究を進める自主性を育てるため、パソコンやスマホを使用した企業情報の探し方等についての講義及びワーク等を行うこと。学生が、講座を通して学んだ内容を基に、自主的に企業研究ができるように工夫すること。
- (カ) 県への報告等
- ・ 参加企業及び参加学生に対して開催当日アンケートを実施し、また、参加学生に対しては実施後(前期実施の場合は7月頃、後期実施の場合は2月頃)事後アンケートを実施し、その結果をまとめること。
  - ・ アンケートの内容は県と協議して決定すること。
  - ・ アンケートの結果については、大学等ごとに講座の実施後、随時県に報告すること。
  - ・ 全校終了後には、全アンケート結果を取りまとめた実施結果(総括)を県に報告すること。
- エ 提案内容
- ・ 広島県で働く楽しさ・魅力等が伝わり、学生が自らの職業観を考えるきっかけとなるような講座内容を具体的に提案すること。
  - ・ 個別の企業紹介に留まらず、業界全体の魅力が十分に伝わり、県内の関連業界や企業についても興味喚起できるような企画内容とし、開催大学の卒業生等を参加させて体験談等を紹介する、経営者を参加させて地元貢献の思いを語ってもらう等、学生の興味を引く内容となるよう、参加企業への依頼・説明内容について、具体的に提案すること。
  - ・ 学生にとって知名度の低い参加企業であっても、その企業の魅力や、企業講演者自身の魅力を、参加学生に十分に伝わるような手法、感じることができる参加企業へのフォローについて提案すること。

## (2) インターンシップ合同企業説明会（第1回，第2回）

### ア 目的

低学年次生を含む県内外の学生（主な対象：大学3年生）を対象とするインターンシップ合同企業説明会を開催し，県内企業のインターンシップ情報を参加者に提供することで，夏季インターンシップへの参加を促す。また，インターンシップ参加前にマナーや社会人基礎力を養成するための事前学習セミナーを併せて開催する。

第1回の開催は，民間就職ナビサイトのインターンシップ合同企業説明会（6月開催）に先駆けて，3年生等に対し，広島県インターンシップ促進協議会の実施する学修効果の高い企業インターンシップの紹介と，事前学習セミナーを充実させたものとして実施する。

また，第2回の開催は，1・2年生や複数回インターンシップに参加しようとする3年生等が，その場で申し込み，企業側も速やかに受入決定することで，8月以降のインターンシップ実施を促進するためのものとして実施する。

### イ 基本業務内容

本業務は広島県インターンシップ促進協議会（県事務局）の主催により開催する。

#### (ア) 実施方法

- ・ 本説明会は対面・オンライン併用型又はオンライン型で開催，実施すること。

#### (イ) 開催時期

- ・ 第1回は5月下旬，第2回は8月上旬の2回実施とすること。

#### (ウ) 開催場所及び会場の確保

- ・ 対面開催の会場使用料等は委託料に含むものとし，所要経費として見積ること。また，新型コロナウイルス感染症対策に係る経費も所要経費として見積もること。
- ・ オンライン開催に活用するオンラインツールや機器等の使用に係る経費は，所要経費として見積もること。

#### (エ) 参加企業との調整

- ・ 参加企業は広島県のものづくりオンリーワン・ナンバーワン企業，働き方改革認定企業などの特色を持つ企業を県が選定し，その結果を受託者に報告する。第1回・第2回ともに15社以上（合計30社以上）を想定すること。
- ・ 県からの報告以降の参加企業との連絡調整業務は，受託者が行うこと。

#### (オ) 参加学生の募集

- ・ 県外大学生への周知については県が，県内大学生への周知については，受託者が大学キャリアセンター等を通じて実施する。

#### (カ) 合同企業説明会の企画・運営

- ・ 本説明会の内容は，インターンシップ参加の意義や県内企業の魅力を参加学生に発信し，県内企業が実施する夏季インターンシップへの参加を促進するものとする。
- ・ 事前学習セミナーの中で，広島県インターンシップ促進協議会作成の社会人基礎力コンピテンシー評価シートの活用方法を参加学生に説明すること。また，事前学習セミナーの内容については，動画を収録配信する等，インターンシップ参加前の学生に資するものとする。

#### (キ) 県への報告等

- ・ 学生の申込状況については，随時，県に報告をすること。
- ・ 参加企業及び参加学生に対しアンケートを実施し，その結果をまとめて，県に報告すること。
- ・ アンケートの内容は県と協議して決定すること。

### ウ 提案内容

- ・ 開催方法（対面・オンライン併用型又はオンライン型），プログラム及びタイムスケジュール

ルを提案すること。なお、第1回・第2回の開催方法等は統一する必要はない。

- ・ 参加学生が県内企業への興味・関心を高めるなど、夏季・夏季以降のインターンシップへの参加を促進させるために効果的な企画内容・運営方法について具体的に提案すること。例えば、オンラインでの参加企業に対し、実際に働く職場風景や工場内部をカメラに映して紹介する等、学生の興味・関心を惹くための参加企業への依頼内容についても提案すること。
- ・ 事前学習セミナーの内容は、インターンシップ参加に向けた事前学習として学生にとってわかりやすく、インターンシップの効果を高める内容とし、具体的に提案すること。
- ・ 参加学生を確保するため、県内大学でのポスターやチラシ配布を行う場合は所要経費を見積もり、具体的手法及び見込まれる効果について提案すること。
- ・ 参加学生及び参加企業の満足度や、参加学生のインターンシップ参加意欲の高まり等、本説明会の効果検証として適切なアンケート内容や手法、目標を提案すること。
- ・ 対面開催では、新型コロナウイルス感染症対策を行うこととし、会場内配置案、対策方法を提案すること。
- ・ オンライン開催では、学生と企業の双方が使いやすいものとし、使用するオンラインツール及び配信（ライブ及び収録）方法について提案すること。なお、配信にあたっては県が所有するYouTubeチャンネルを利用することができる。
- ・ 事前学習セミナーの動画を収録配信する等、合同企業説明会当日に参加できなかった学生へのフォロー策について具体的に提案すること。

### (3) 広島県オリジナルパッケージ型インターンシップ

#### ア 目的

低学年次生を含む県内外の学生（主な対象：大学3年生）に対し、1社当たり概ね1日のプログラムを複数組み合わせさせた3日以上インターンシップ（広島県オリジナルパッケージ型インターンシップ）を実施し、企業間の関係性や関連業界等を系統立てて広く学習できる機会を参加学生に提供する。

このオリジナルパッケージ型インターンシップ（3日以上）、上記「(2) インターンシップ合同企業説明会」で実施する事前学習セミナー（1日）及び下記「(4) インターンシップ成果報告会」で実施する事後学習セミナー（1日）に全て参加することで、5日以上インターンシップ授業の単位が取得できる内容のものとなることが望ましい。

#### イ 業務の基本的な内容

##### (ア) 開催時期

- ・ 7～10月頃

##### (イ) 実施コース数及び参加企業数等

- ・ 計5コース実施することとし、1コースあたりの参加企業数は2～5社程度とする。
- ・ 各実施コースの実施目的を明確化した上で、業界等の関連性を持たせ、「広島らしさ」を加えたテーマにより、1社当たり概ね1日のプログラムを複数組み合わせさせて3日以上インターンシップとすること。

##### (ウ) 参加企業の確保

- ・ 参加企業の確保は、受託者が行うこととし、事前にリスト等で県に提示した上で依頼・確保の作業を行うこと。

##### (エ) 参加企業との調整

- ・ 参加企業との連絡調整業務は、受託者が行うこと。

##### (オ) 参加学生の募集・確保

- ・ 参加学生は、1コースあたり2人以上とすること。

- ・ 上記「(2) インターンシップ合同企業説明会」の中で、パッケージ型インターンシップを紹介すること。
  - ・ 県外大学生への周知については県が。県内大学生への周知については、受託者が大学キャリアセンター等を通じて実施する。
- (カ) インターンシップの企画・運営
- ・ 受託者は、参加企業に対し広島県インターンシップ促進協議会が準備する社会人基礎力コンピテンシー評価シートの利活用を促し、学生が参加企業ごとの評価を受けることができるようにすること。
  - ・ インターンシップ参加に要する学生の旅費は、基本的に自己負担とするが、インターンシップ実施企業に公共交通機関で行くことが困難である場合などは、最寄り駅等に集合するように案内し、参加企業まで送迎する車等を手配することとし、この車代等を所要経費として見積もること。
  - ・ インターンシップ参加学生の保険は、大学キャリアセンター等を通じて学生が加入した上で参加することとし、参加前に加入状況の確認をとること。
  - ・ インターンシッププログラムの中に、一部オンライン型を含んでも良い。
- (キ) 県への報告等
- ・ 学生の申込状況については、随時、県に報告をすること。
  - ・ 参加企業及び参加学生に対し事後アンケートを実施し、その結果をまとめて、県に報告すること。
  - ・ アンケートの内容は県と協議して決定すること。
- ウ 提案内容
- ・ 業界等の関連性を持たせたテーマや「広島らしさ」を取り入れた実施コース案の例を、企業名を示して複数、提案すること。なお、提案は例示であり、企業の承諾は得られていなくても良い。
  - ・ 参加学生にとっての学修効果を高めるための工夫及び企業のフォローについて提案すること。
  - ・ 参加企業・学生を確保するための具体的手法について提案すること。
  - ・ 参加学生及び参加企業の満足度や、参加学生の広島県内企業への理解の深まり等、本インターンシップの効果検証として適切なアンケート内容や手法、目標を提案すること。

#### (4) インターンシップ成果報告会

##### ア 目的

低学年次生を含む県内外の学生（主な対象：大学3年生）を対象に、夏季にインターンシップに参加した学生がインターンシップに参加したきっかけや学んだことを発表し、学生間でインターンシップの参加体験を共有するなどの事後学習セミナーを行うことで、インターンシップの学修効果を高めるとともに、一連の体験を通して、県内就職意識の醸成を図る。また、この成果報告会の内容を県内外の学生に動画配信し、インターンシップ参加への興味・関心を高める。

併せて、県内企業のインターンシップの質の向上を図るため、県内企業のインターンシップ好事例の発表の場とする。

##### イ 基本業務内容

本業務は広島県インターンシップ促進協議会（県事務局）の主催により開催する。

##### (ア) 実施方法

- ・ 本報告会は対面・オンライン併用型又はオンライン型で開催、実施すること。

##### (イ) 開催時期

- ・ 12月中旬頃
- (ウ) 開催場所及び会場の確保
  - ・ 対面開催の会場使用料等は委託料に含むものとし、所要経費として見積ること。また、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費は、所要経費として見積ること。
  - ・ オンライン開催に活用するオンラインツールや機器等の使用に係る経費も所要経費として見積ること。
- (エ) 参加学生の募集・確保
  - ・ 成果報告学生は5人以上とすること。
  - ・ 報告学生は大学からの推薦により、県が選定する。報告学生との連絡調整業務は大学と調整の上、受託者が行うこと。
  - ・ 県外大学生への周知については県が、県内大学生への周知については、受託者が大学キャリアセンター等を通じて実施する。
- (オ) 企業との連絡調整
  - ・ 事例発表企業は、5社以上とすること。
  - ・ 上記「(3) 広島県オリジナルパッケージ型インターンシップ」に参加した企業を1社以上選定することとし、受託者からの推薦により、県が選定する。その他の企業の選定は県が行う。
  - ・ 参加企業との連絡調整業務は、受託者が行うこと。
- (カ) 成果報告会の企画・運営
  - ・ 夏季インターンシップに参加した学生が振り返り、事後学習を行える内容、夏季インターンシップに不参加の学生が興味・関心を持ち、次年度のインターンシップ参加への意欲を向上させる内容とすること。
  - ・ 事後学習セミナーの中で、広島県インターンシップ促進協議会作成の社会人基礎力コンピテンシー評価シートの振り返り、次のステップへの活用方法を参加学生に説明すること。また、事後学習セミナーの内容については、動画を収録配信する等、インターンシップ参加学生に利用を促すこと。
  - ・ 事例発表企業には、質の高いプログラム事例を発表してもらうことにより、次年度の企業のインターンシップ実施の質を向上させる内容とすること。
- (キ) 県への報告等
  - ・ 学生・企業の申込状況については、随時、県に報告をすること。
  - ・ 参加学生及び参加企業に対しアンケートを実施し、その結果をまとめて、県に報告すること。
  - ・ アンケートの内容は県と協議して決定すること。

#### ウ 提案内容

- ・ 開催方法(対面・オンライン併用型又はオンライン型)、プログラム及びタイムスケジュールを提案すること。
- ・ 報告会に参加した1, 2年生がインターンシップに関心を持ち、次年度のインターンシップ参加への意欲向上につながる効果的な企画内容・運営方法について具体的に提案すること。
- ・ 事後学習セミナーは、参加学生がインターンシップ参加を振り返り、将来に向けたステップを踏み出すための意識づけを行うことができるなど、インターンシップの効果を高める内容として具体的に提案すること。
- ・ 参加学生・企業を確保するための具体的手法について提案すること。
- ・ 対面開催では、新型コロナウイルス感染症対策を行うこととし、会場内配置案、対策方法を提案すること。

- ・ オンライン開催では、学生と企業の双方が使いやすいものとし、使用するオンラインツール及び配信（ライブ及び収録）方法について提案すること。なお、配信にあたっては県が所有するYouTubeチャンネルを利用することができる。
- ・ 事後学習セミナーの動画を収録配信する等、成果報告会当日に参加できなかった学生のフォロー策について具体的に提案すること。
- ・ 参加学生及び参加企業の満足度や、参加学生の広島県内就職意識の醸成等、本成果報告会の効果検証として適切なアンケート内容や手法、目標を提案すること。

## (5) 県内高校等での企業の出前講座

### ア 目的

高校生の段階から地元企業を知っていれば、県外大学へ進学し、出身地を離れてもUターン希望が高くなるという民間企業調査を参考に、県内高校、特別支援学校、専修学校及び中等教育学校の生徒等に対し、広島で働く魅力ややりがい、身近で働く大人の仕事に対する熱意や地域への思いなどに触れる機会を提供することで、地元への愛着を持ち、県内就職に興味や関心を高めるため、これを実施する。

### イ 出前講座の内容等

本講座に出向く企業の出前講座は、総合的な学習の時間等、授業の中で実施する。その内容については、講演会型、業界・企業研究会型を基本とし、高校等の希望に合わせて調整すること。

#### (ア) 講演会型

地元で活躍している企業経営者等から「地域と企業（自社）のつながり」「広島への思い、広島で働くということ」「職業観」「仕事のやりがい」「経験談」などを聞くもの

#### (イ) 業界・企業研究会型

企業の人事担当者や現場の社員（OB・OGを含む）から「業界のこと」「企業のこと」「仕事の魅力、やりがい」「実際の仕事の流れ」「企業が求める人物像」「在校時にやっておくべきこと」など、就職を視野に入れた業界、企業研究を行うもの

### ウ 業務の基本的な内容

#### (ア) 開催時期

- ・ 開催期間は6月～2月頃の開催とし、開催時期及び時間は高校等の希望により決定すること。

#### (イ) 開催場所

- ・ 県が指定する高校等の校内での実施を基本とすること。
- ・ 会場については、高校等と事前に協議の上決定し、校内の会場を確保すること。

#### (ウ) 高校等との調整

- ・ 参加高校等は、県が募集及び受付を行い、その結果を受託者に報告する。
- ・ 参加受付後の各高校等との連絡調整業務については、受託者が行うこと。
- ・ 委託業務に係る契約締結後、速やかに参加高校等に対し、本業務の受託者名（担当者名）及び講座実施の調整時期等について連絡すること。
- ・ 本事業拡充に伴い、新規の高校等での実施も想定されるため、事前・事後学習も含めた効果的な企画内容についてアドバイス等を行うこと。
- ・ 高校等が実施日を複数希望している場合は、高校等の意向を踏まえた上で、できるだけ企業の負担が少なくなるように日程を組むこと。

#### (エ) 企業との調整

- ・ 参加企業の選定については、高校等と事前に協議の上決定し、各企業との連絡調整業務については、受託者が行うこと。



- ・ 参加企業は、①高校等が希望する企業 ②市町が推薦する企業（市町の推薦企業がある場合） ③地元市町に本社がある企業 ④県内企業 の順に選定し、高校等の希望に沿うこと。
- ・ 参加企業を選定する際は、高校等が申込時に希望した講座内容（①講演会型 ②業界・企業研究会型 ③その他・高校等の意向）について、企業側に説明し、高校等が希望する講座を実施可能な企業を選定すること。
- ・ 本事業拡充に伴い、新規の企業が参加することも想定されるため、企業に対して講義内容のアドバイス等を行うこと。
- ・ 参加企業選定にあたっては、広島労働局HPで「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に該当していないか必ず確認すること。

#### (オ) 出前講座の企画・運営

- ・ 講義内容については、申込時の希望の型（①講演会型 ②業界・企業研究会型 ③その他・高校等の意向）を基に、事前に学校担当者から内容を聞いた上で、企業担当者と調整すること。
- ・ 広島県で働く楽しさ・仕事の魅力や、やりがい等が伝わり、生徒が自らの職業観や将来のイメージを考えるきっかけとなるような講座内容とすること。
- ・ 出前講座当日の運営は、受入校及び参加企業が行うことを基本とするため、学校担当者が中心となって実施できるようタイムスケジュールの作成等に協力すること。
- ・ 新規実施校又は新規参加企業から、実施当日の講座運営に係る補助の希望があった場合は、現地に出張し運営の補助・アドバイスにあたること。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン方式での講座開催の希望があった場合は、当該高校等及び参加企業の通信環境等を確認し、実施可能の可否及び実施する場合のアドバイスを行うこと。

#### (カ) 県への報告等

- ・ 講座実施の決定・変更・中止等については、速やかに県へ報告すること。
- ・ 講座実施後、速やかに高校及び企業へ実施状況を確認し、県に報告すること。
- ・ 参加企業及び参加生徒等に対してアンケートを実施し、その結果をまとめること。
- ・ アンケートの内容は県と協議して決定すること。
- ・ アンケートの結果については、高校等ごとに講座の実施後、随時県に報告すること。
- ・ 全校終了後には、全アンケート結果を取りまとめた実施結果（総括）を県に報告すること。

#### エ 提案内容

- ・ 出前講座の内容について、仕事の魅力や、やりがい、職業観の形成や、地域社会の仕組み（業界のつながり）等について筋道立てたものとするとともに、個別の企業の紹介に留まらず、県内の業界や企業への興味喚起ができ、地元への愛着が湧くような企画案を提案すること。
- ・ 個別の企業のみならず、企業講演者自身の魅力を参加生徒等が感じることができるよう工夫について提案すること。
- ・ 事前・事後学習を取り入れるなど、参加生徒等が大きな学びを得ることができる講座とするための参加高校等及び参加企業へのアドバイスについて、提案すること。

## 7 実施体制の確保について

受託者は、委託業務の実施にあたり、必要な要員や資材等を確保・配置するとともに、責任者及び副責任者を明らかにすること。

## 8 委託業務の対象となる経費

委託業務の対象となる経費は、委託業務を遂行するために必要な経費の内、受託者における通常業務と区分して経理することが可能な経費とする。

(1) 経費区分

ア「4 委託業務（1）～（5）」に係る次の経費

- (ア) 人件費
- (イ) 旅費
- (ウ) 通信運搬費
- (エ) 事務用品等消耗品購入費（購入金額が10万円未満のもの）
- (オ) その他県が必要と認めた経費

イ「4 委託業務（2），（4）」に係る次の経費

- (ア) 会場費
- (イ) 会場設営費及び会場備品使用料（看板制作費等を含む）
- (ウ) 学生募集広告費
- (エ) チラシ・ポスター等の広告物印刷費
- (オ) オンラインツール使用料
- (カ) 通信機器等レンタル料金
- (キ) 新型コロナウイルス対策物品費（購入金額が10万円未満のもの）
- (ク) その他県が必要と認めた経費

ウ「4 委託業務（3）」に係る次の経費

- (ア) 参加学生送迎費  
※公共交通機関の利用が困難な場合における最寄駅から企業までの車代等
- (イ) チラシ・ポスター等の広告物印刷費
- (ウ) その他県が必要と認めた経費

(2) 留意事項

委託業務に係る会計帳簿類や支出内容を確認できる証拠書類を整備し、適正な会計処理を行うこと。

## 9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

(2) 完了報告等

委託期間終了後、10日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 委託業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受託者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。なお、県からの要求をもってしても改善が望めないと認められるときは、契約を解除する場合がある。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託業務の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなけれ

ばならない。委託業務終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

(6) 成果品の利用（二次利用）

委託業務により作成した収録動画については、県のYouTubeチャンネル掲載などの二次的な利用を可能とすること。

(7) 肖像権、著作権等に関する取扱い

ア 委託業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受託者においてその責を負うこと。

イ 肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう受託者において整理すること。使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。

ウ 委託業務により作成した収録動画については、県の判断により多種の広報媒体で使用する可能性があるため、委託期間終了後においても問題が生じないようにすること。

エ 委託業務において製作・納入した成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。

## 10 その他

(1) 受託者は、委託業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。

(2) 受託者は、委託業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。

(3) 受託者は、委託業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。

(4) 契約の締結、委託業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者が負担すること。

(5) 委託業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受託者に協議を申し出る場合があり、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。

(6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。

(7) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、委託業務の実施が厳しくなる場合には、直ちに両者協議の上、これを解決するものとする。また、中止の判断をした場合、それまでの準備に要した経費は、県が支払うこととする。

### 広島県内への就職を増やすロジックモデル

